

合格ラインが 99 点であった第 30 回試験に比べて、問題が難化する傾向がみられていた印象である。基本事項を問うような問題であっても、すぐに正しい肢を選択することができず、2つの肢に絞った後にどちらなのかと悩ませるような問題が、前回の試験に比べて多かったのではないと思われる。ただ、全体として第 29 回以前の試験と比べると、同程度か、やや解きやすい位の難易度と思われるので、合格ラインは第 29 回以前の 80 点台後半よりも、やや高めめの 90 点台前半になるのではないかと予想する。

五肢二択の問題は、全部で 22 問出題され、第 30 回試験の 12 問と比べて大幅に問題数が増加していた。これは今までで一番多い問題数である。内訳は、共通科目 5 問（「地域福祉の理論と方法」4 問、「社会保障」1 問）、専門科目 17 問（「相談援助の基盤と専門職」3 問、「相談援助の理論と方法」8 問、「福祉サービスの組織と経営」2 問、「高齢者に対する支援と介護保険制度」3 問、「更生保護制度」1 問）という構成であり、科目間の偏りが大きくなる構成であった。

第 30 回の時に顕著にみられた「正しいもの」「適切なもの」を選ぶ以外の問題は、今回の試験でも「予算額が多いもの」、「法律で規定されているもの」を選ぶ問題がみられていた。次年度以降の試験でも、問題の趣旨をしっかりと確認する必要があるだろう。

事例問題については、今回の試験では 26 問出題と第 30 回と同様の出題数であった。

最新動向や最新データを取り扱う問題は、例年と変わらず多く出題されていたので、過去に取り扱われた主要統計データの最新情報は、必ず押さえておきたいところである。

前述のとおり、今回の試験は第 30 回に比べると難化傾向がみられ、今まで問われてこなかったことを趣旨とした問題等も出題されていたが、反面基本事項を問う問題も多く、受験対策の参考書や過去問題集等で繰り返し学習を積み重ねてきた方は、結果がきちんと点数に反映されるという例年通りの出題構成であったのではないと思われる。

以下、試験概要及び傾向等を示す。

#### ◆出題数及び形式

- ・ 共通科目全 83 問／専門科目全 67 問の全 150 問。
- ・ 出題形式は、基本的には五肢一択形式。第 25 回の試験から五肢二択形式の問題が出題されており、今回の試験では、150 問中 22 問出題された。

#### ◆全体の出題傾向◇

##### 1) 共通科目

共通科目は全体として難しく感じられた方が多かったのではないだろうか。特に「現代社会と福祉」は、社会福祉士試験の参考書等ではほとんど見かけないことが問われる問題が多くを占めていたので、戸惑われた方もいたのではないと思われる。その他には、「権利擁護と成年後見制度」が細かいことを問う問題が多く、解きづらかったのではないだろうか。

また、例年と同様、科目をまたいで出題された問題も多かったので、科目の枠にとらわれず、意識して横断的に学習することも重要なポイントとなろう。

##### ・事例問題

共通科目では 12 問出題。第 28 回、第 29 回が 9 問、第 30 回が 11 問であったので、増加傾向がみられていた。事例問題が出題された科目は、「地域福祉の理論と方法」(3 問)、「社会保障」(2 問)、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」(2 問)、「低所得者に対する支援と生活保護制度」(2 問)、「保健医療サービス」(1 問)、「権利擁護と成年後見制度」(2 問)である。

## 〔各科目の特徴〕

### ■「人体の構造と機能及び疾患」

毎年のように出題されている「疾病の概要」、「障害の概要」、「精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM）の概要」からそれぞれ1問ずつ出題されており、全体として出題傾向は変わらなかった。「国際生活機能分類（ICF）」からの問題は、第28回以来の出題である。変わった所では、「心理学理論と心理的支援」で取り上げられることが多い「エリクソンの発達課題」からの出題がみられていた。第32回以降も「疾病の概要」や「障害の概要」を中心として、過去問の繰り返しで十分対応できる科目であろう。

### ■「心理学理論と心理学的支援」

毎年必ず出題されている「心理療法」からの問題は、今回もみられた。来年度以降も出題が予想されるので、各心理療法の特徴は必ず押さえておきたい所である。また、「ストレスとストレスナー」に関する問題が2年連続で出題された。この項目も出題率が高いので、押さえておきたい項目である。その他に「欲求・動機づけ」、「感覚・知覚・認知」、「学習・記憶・思考」、「適応」から1問ずつ出題されていた。これらは1年ごとペースで出題されている項目である。全体としては、基本事項が中心であったので、解きやすかったのではないかと思われる。

### ■「社会理論と社会システム」

問題18では、人口ボーナスといった見慣れない用語を問う問題がみられたものもあったが、全体としては、基本事項を押さえておくだけで高得点が狙えた科目だったのではないだろうか。出題された項目は、「社会的行為」や「社会的ジレンマ」といった近年よく出題されている問題があったが、今回の試験の特徴として、「社会指標」からの問題が2問出題されていた。一部の項目を重点的に学習するというよりは、どの項目も満遍なく学習していくことが重要である。

### ■「現代社会と福祉」

「人間の安全保障」についての共通理解の文書、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、「ヘイトスピーチ解消法」、「世界幸福度報告書」、LGBT、最低賃金制度といった社会福祉士試験では見慣れないことを問う問題が半分以上出題されていたため、戸惑われた方も多かったのではないだろうか。過去問での対策だけでは対応が難しかった科目であった。ただ、問題を見てみると、福祉的な視点が養われていれば解答できるような作りであったため、ある程度解くことはできたのではないかと思われる。例年よく出題されている項目の所では、「イギリスの歴史」と「社会福祉法」の問題がみられていた。この科目は他の科目と関連するような総合的な知識を問う問題が幅広く問われてくるので、科目間の横断的学習が得点アップのポイントとなるであろう。

### ■「地域福祉の理論と方法」

毎年出題されている「社会福祉協議会」からは、今回も出題されていた。今後もこの項目が頻出事項であることは変わらないと思われるので、しっかりと押さえておくべき事項として確認しておきたい。問題32では、肢の1つではあるが、2017（平成29）年の社会福祉法改正の問題がみられていた。今後もこの改正からの問題は出題されることが予想できるので、しっかり押さえておきたい。今回の試験では、1つの項目から出題されるというよりは、様々な法律、政策、組織等が複合的になって1問を構成しているという問題が多く出題されていた。「現代社会と福祉」同様、他の科目で問われることも多く出題されていたので、科目間の横断的学習をすることが重要となるであろう。

### ■「福祉行財政と福祉計画」

例年この科目は「福祉行財政」からの出題数が多いが、今回の試験では、「福祉計画」から7問中5問が出題されていた。問題45では、相互の計画を一体のものとして作成することができる法律が問われていたが、頻出事項であるため、次年度以降も確実に押さえておくべきところである。また、問題48では、2018（平成30）年度より策定されるようになった障害児福祉計画のことが問われていた。この計画は、今後狙われてくることが予想されるので、併せて確認しておきたいところである。大項目「福祉行政の実施体制」からの問題は、「都道府県の役割」から出題されていた。都道府県と市町村の役割がよく

出題されるので、それぞれの役割を整理しておくことが重要である。全体としては、基本事項中心であったため、解きやすかったのではないと思われる。

## ■「社会保障」

出題配分は、「年金制度」から1問、「医療保険」から1問、「医療保険の沿革」から1問、「社会保険の複合問題」から2問、「民間保険」から1問、「諸外国における社会保障制度の概要」から1問であった。例年通り社会保険の基本的な制度内容を問う問題が中心の構成であったといえるだろう。例年と違う点は、問題50で久しぶりに民間保険の問題がみられていたのと、問題55で諸外国の社会保障制度が問われた部分である。次年度以降も社会保険の基本的な制度を問う問題が中心になってくることが予想されるので、制度理解に努めて学習していくことが重要である。

## ■「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」

問題56では、5年ぶりに改定が行われた「生活のしづらさに関する調査」から出題されていた。この問題のように前回の調査から変化しているか、という視点でも問われることがあるため、統計は増加傾向なのか、減少傾向なのか等といったことも押さえておきたいところである。問題58では、「障害者総合支援法のサービス」が問われていたが、2016（平成28）年の改正で新しく創設された自立生活援助の問題がみられていた。次年度以降もこの改正を問う問題は、出題が予想されるのでしっかり押さえておきたい。全体としては、例年同様、障害者総合支援法関連の問題が中心であったので、この法律の制度理解ができている方は、ある程度得点することができた科目であった。

## ■「低所得者に対する支援と生活保護制度」

生活保護制度関連の問題が4問、様々な統計からの問題が1問、生活保護制度以外の低所得者対策からの問題が1問という構成であった。問題68では、近年毎年出題されている生活困窮者自立支援法からの問題であった。この法律は、2018（平成30）年に改正が行われているため、次年度以降は改正点も含めて押さえておく必要があるだろう。生活保護制度とともにしっかり学習しておきたいところである。変わったところでは、問題69で「無料定額宿泊所」からの出題がみられていた。みなれない問題であり、戸惑われた方も多かったのではないだろうか。全体としては、例年よりも細かい事項を問う問題が多かったため、難しかったのではないと思われる。

## ■「保健医療サービス」

問題71では、「国民医療費」に関する問題が取り上げられていた。この統計は毎年出題されているので、必ず押さえておきたい統計である。頻出事項である「医療ソーシャルワーカー」は、問題76で出題されていた。この項目もほぼ毎年出題されているところなので、医療ソーシャルワーカーの役割を確実に押さえておくことが重要である。また、問題75のように医療ソーシャルワーカー以外の医療関係専門職もよく出題されているところなので、押さえておきたい事項である。それ以外には、今回の試験でも出題されていた医療保険制度と医療法関連も頻出なので、併せて押さえておくべき項目である。全体としては、問題74のように「へき地医療」を問うような細かい問題も見受けられたが、基本事項で対応できる問題が多かったため、高得点が狙える科目であったことと思われる。

## ■「権利擁護と成年後見制度」

例年だと成年後見制度を中心として出題されている科目であるが、今回の試験では1問しか出題されず、それ以外は憲法から1問、行政法から1問、成年後見制度以外の民法関連が2問、日常生活自立支援事業から1問、児童虐待防止法から1問という構成であった。今回は、民法関連に比重を置くといういつもと異なる出題傾向であった。今回は出題されなかったが、2016（平成28）年に制定された「成年後見制度利用促進法」は新しい事項であるので、次年度以降は押さえておくべきところであろう。全体としては、あまり取り上げられないことがない所からの出題に加え、よく出る項目の問題も細かいことを問う問題が多かったため、難しいと感じた方が多かったのではないと思われる。

## 2) 専門科目

共通科目は全体として難しかったが、専門科目については、「更生保護制度」に解きづらさを感じるものはあったが、全体としては多くが基本事項を問うような問題であったため、参考書や過去問の繰り返し学習で、どの科目も十分に対応できたのではないかと思われる。過去問を学習する際は、解説などを通して周辺知識も合わせて押さえておくと、より得点に結びつけることができる。

### ・事例問題

専門科目では14問出題。今回の試験でも、事例問題が多いのは「相談援助の理論と方法」で、7問出題されていた。それ以外は、「相談援助の基盤と専門職」で2問、「高齢者に対する支援と介護保険制度」で2問、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」で2問、「就労支援サービス」で1問という構成であった。

### 〔各科目の特徴〕

#### ■「社会調査の基礎」

近年毎年出題されている「自記式と他記式」を問う問題が、今回の試験でも問題85で出題されていた。頻出事項であるので、次年度以降も押さえておくべき事項である。その他では、問題87や問題88の「量的データの集計と分析」、問題89の「面接法」は、出題率が高い項目であるので重要である。問題86では、第28回ぶりに「測定と尺度」からの問題がみられていた。全体としては、どの問題も基本事項が中心であったので、過去問の対策で十分に対応することができた難易度だったのではないかと思われる。

#### ■「相談援助の基盤と専門職」

問題96と問題97は、「相談援助の理論と方法」でも問われてくるような社会福祉士の対応をきく事例問題であった。このような問題は常識的な判断でも答えが出てくる部分があるため、確実に得点に結び付けていきたいところである。問題93の「ポストモダン」、問題94の「ソーシャルワークの発展に寄与した人物」といった細かいことを問うような問題も見受けられたが、それ以外の問題は基本事項を押さえておくだけで十分対応できる問題であったので、高得点を取れた方も多かったであろう。

#### ■「相談援助の理論と方法」

例年出題数が多い項目は、「様々な実践モデルとアプローチ」と「相談援助の過程」であるが、「様々な実践モデルとアプローチ」からは4問の出題に対して、「相談援助の過程」からの出題は2問であった。それ以外に、近年毎年1問は出題されている「システム理論」、「面接技術」、「集団援助技術」、「スーパービジョン」、「記録」についての問題は、例年同様1問（システム理論は2問）出題されていた。問題110では、「アウトリーチ」に関する問題が出題されていた。試験ではあまり取り上げられていないが、社会福祉士として、今後ますます求められてくる支援方法でもあるので、しっかり押さえておきたい事項である。その他にめずらしい所では、問題105で「ニード」に関する問題がみられていた。「ニード」に関しては、例年だと「現代社会と福祉」で出題されているところである。全体としては、第30回に比べると、事例問題等やや解きづらくしている問題が多かったという印象であるが、参考書や過去問等で繰り返し学習を着実にしてきた方は、問題に対応することができたであろう。

#### ■「福祉サービスの組織と経営」

毎年出題されていた社会福祉法人に関する問題は、今回この科目では出題されなかった。よく出ている項目で、今回の試験で取り上げられたのは、問題120の「リーダーシップに関する基礎理論」、問題121の「福祉サービス提供組織の経営と実際」、問題122・問題124の「適切なサービス提供体制の確保」である。全体としては、問題123のような新しく問われたような問題もあったが、第30回の時と同様、基本事項を問うような問題が多かったので、高得点を狙うこともできる科目だったのではないかと思われる。

## ■「高齢者に対する支援と介護保険制度」

この科目の中心である介護保険制度関連の問題は、6問出題されていた。問題 127 では、障害者総合支援法から介護保険法に移行する時の問題がみられる等、応用的な知識を問う問題も目立った。介護保険法は、2018（平成 30）年度より改正されており、改正点が多く出題されることが予想されたが、出題されたのは問題 133 のみ（介護医療院については「福祉行財政と福祉計画で出題されている」）であったので、次年度以降も引き続き改正点を全体的に押さえておくことが求められるであろう。介護保険関連以外では、「高齢者の保健・福祉に係る政策の沿革」、「片麻痺の方の杖歩行」、「老人福祉法」、「高齢者虐待防止法関連」から、それぞれ1問ずつ出題されていた。全体としては、解きやすい科目であったものと思われる。

## ■「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

この科目の中心である、児童福祉法関連の問題は、問題 136、問題 137、問題 141 の3問が出題されていた。次年度以降も児童福祉法は中心となることが予想できるので、重点的に押さえるべき項目である。新しいところでは、問題 139 で「市区町村子ども家庭総合支援拠点」のことが問われていた。サービス内容の説明から答えを求める問題 139 のような問題は、第 29 回の時も出題されていたので、この科目の出題パターンの一つとして捉えておくともよいであろう。今回の試験では、近年の児童福祉法改正点を問う問題がほとんど取り上げられていなかったため、次年度以降は改正点を捉えておくともよいであろう。

## ■「就労支援サービス」

出題率が最も高い障害者雇用促進法に規定する「障害者雇用率制度」からの問題は、今回の試験では出題されなかった。代わりに就労支援を担う機関からの出題が目立った問題構成であった。また、問題 144 では、生活保護受給者に実施する「被保護者就労準備支援事業」からの出題が初めてみられていた。この科目は障害者の就労支援が中心となっているが、低所得者の就労支援からもよく出題されるので、生活困窮者自立支援法と併せて押さえておきたいところである。

## ■「更生保護制度」

出題された項目は、問題 147「保護観察制度」、問題 148「保護観察官と保護司」、問題 149「更生保護の機関と就労支援及び福祉機関・団体との連携」、問題 150「社会復帰調整官」であり、問題 149 を除いて出題率の高い項目からの問題であった。ただ、問題の内容が引っかかりやすいような構成であったため、解きづらさを感じられた方は多かったのではないかと思われる。